

第101号議案 長崎市ふれあいセンター条例の一部を改正する  
条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	1
2 位置図・外観	2
3 長崎市ふれあいセンター条例新旧対照表	3



## 1 条例改正の概要

### (1) 目的

ふれあいセンターは原則中学校区ごとに設置されてきたことから、多くは中学校区名を使用しているが、今回、学校統廃合により江平中学校が廃止されたことを機に、地域からより利用者に分かり易く、地域の方々が親しみやすい名称に変更したいとの要望があったことから、長崎市江平地区ふれあいセンターの名称を変更するもの。

### (2) 改正の内容

第2条の表を次のように改める。

改正前	長崎市江平地区ふれあいセンター
改正後	長崎市浦上駅前ふれあいセンター

### (3) 施行期日

令和4年4月1日



## 2 位置図・外観



江平地区ふれあいセンター 外観





3 長崎市ふれあいセンター条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																
昭和 62 年 10 月 15 日 条例第 22 号	昭和 62 年 10 月 15 日 条例第 22 号																
第 1 条 [略]	第 1 条 [略]																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																
第 2 条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>長崎市浦上駅前ふれあいセンター</u></td> <td style="text-align: center;">長崎市岩川町 7 番 1 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	[略]	[略]	<u>長崎市浦上駅前ふれあいセンター</u>	長崎市岩川町 7 番 1 号	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>長崎市江平地区ふれあいセンター</u></td> <td style="text-align: center;">長崎市岩川町 7 番 1 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	[略]	[略]	<u>長崎市江平地区ふれあいセンター</u>	長崎市岩川町 7 番 1 号	[略]	[略]
名 称	位 置																
[略]	[略]																
<u>長崎市浦上駅前ふれあいセンター</u>	長崎市岩川町 7 番 1 号																
[略]	[略]																
名 称	位 置																
[略]	[略]																
<u>長崎市江平地区ふれあいセンター</u>	長崎市岩川町 7 番 1 号																
[略]	[略]																
第 3 条から第 16 条まで及び附則 [略]	第 3 条から第 16 条まで及び附則 [略]																
附 則																	
この条例は、 <u>令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u>																	